

第2回知的財産訴訟検討会へのコメント

【検討テーマについて(荒井委員からの九つの提言に対するコメント)】

平成14年11月18日

新日鐵/阿部

荒井委員から提出された以下の9提言について、所用のため議論に参加できませんので、コメントを提出します。認識不足や誤解があるかも知れませんが、ご容赦願います。

提言1:【知財裁判所を設置(技術系判事を大幅登用)】

まず、知的財産侵害訴訟を東京地裁と大阪地裁に専属管轄することとし、その控訴審を東京高等裁判所に専属管轄とする方向で検討するのがよい。憲法問題を惹起する特別裁判所の設置(憲法76条2項)の議論は、時間が掛かる割に実りが少ないのではないか。また、東京高等裁判所を専属管轄とする検討は法制審議会民事・人事訴訟委員会で検討中と聞いている。なお、東京高等裁判所の知的財産専門部は複数あるので、この部門間で判断が異ならないように制度設計をして欲しい。

技術系判事のリソースを何処に求めるかと言う議論は多いに賛成

提言2:【裁判期間の上限を一年とする(知財裁判迅速化法の制定)】

裁判の期間をア prioriに限定することは、裁判の性格上現実的ではないと思う。

証拠の収集をしやすくし、論点整理を集中的に行い、そのための当事者の事前準備を迅速的確に行わせる方策を検討することが重要と考える。

提言3:【特許侵害訴訟と無効審判の重複をなくす】

当検討会の検討事項

提言4:【日本版ITC・国際貿易委員会の創設(海賊版対策の強化)】

特許侵害品の水際での排除については、何処の役所が責任箇所なのかわからず、また、窓口がどこかよくわからない。したがって、実務上は非常に困っている。しかし、この問題を検討するには、財務省、警察庁等の関係者が参画する必要があるのではないか。

提言5:【知財を侵害した場合の刑事罰を強化】

実務上刑事罰を課される実態がほとんどないのではないか。罰則の強化よりも、どのような態様の事件について検察庁が起訴するのがよいのか、関係官庁で協議することが先決なのではないか。

提言 6 :【情報窃盗罪を創設】

現在、営業秘密の漏洩について刑事罰を課すことが検討されている（産業構造審議会 不正競争防止小委員会）。経団連でも検討の最中であるが、漏洩そのものを処罰の対象とするのか、不正利用を対象とするのか、難しい問題に直面している。本検討の結果を踏まえて、必要ならその後に検討する方がよいのではないか。

提言 7 :【三倍賠償制度を導入】

平成 10 年の特許法改正で損害額の算定方式が見直された。その結果、最近の訴訟において、実質損害を算定して賠償請求するケースが増加し、多額の賠償を認める判決も出始めている。当社においても複数の訴訟で経験しているが、未だ定着しているとは言えないのではないか。日本では三倍賠償制度についてはアレルギーが強く、もう少し実例の積み重ねを待って検討する方がよいのではないか。

提言 8 :【日本版ディスカバリ - 制度を創設】

事務局から提案されている本検討会のテーマである「侵害行為の立証の容易化のための方策の検討」に含まれるのではないか。ただし、提言 7 の三倍賠償制度と同様日本ではディスカバリ - についてアレルギーがあり、この問題を正面から議論する時期ではないように思う。まず、特許法 105 条の「正当の理由」の内容（営業秘密は正当の理由にあたらぬ）を検討するのが先決問題だと考える。

提言 9 :【知財口 - スク - ルを早期に立ち上げ】

平成 16 年に開設される予定の口 - スク - ルにどれだけ技術系学生を受け入れるのか、カリキュラムにどの程度の知的財産関係の科目が採り入れられるのか等については文部科学省を中心に議論されてる真っ最中ではないか。この議論が収束した段階でその結果を踏まえて議論する方がよいのではないか。

以上